

第 1448 回 (1 月 23 日)

農業の比較生産性について

高 橋 克 也

農業基本法の第一条は国の農業に関する政策の目標として、「他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業と均衡する生活を営むこと」をあげている。

しかし、農業白書によると農家世帯 1 人当たりの勤労者所得は勤労者世帯のそれを上回り、第 1 条における後者の目的は統計上では既に達成されている。

本来、産業間の生産性の比較分析は、ある前提のもとでの議論であり、何等かの妥協をせざる得ない。生産性の概念は必ずしも明確ではないが、ここでの比較生産性は就業者 1 人当たりの純生産の農業の非農業に対する比として扱い、その分母となる就業者についてのみ分析を行った。具体的課題としては、生産性比較における再検証として、産業別に就業人口を能力換算したうえで比較生産性の試算を行うことである。

現行手法における就業者に関する問題点として、農業と他産業とでは就業構造が異なることから、農業では高齢者・女性の割合が多く、また短時間就労が多いことなどがあげられる。

そこでここでは一つ的手段として年齢・性別間の能力差が「賃金」によって反映されていることを前提として、次の 3 つのケースについて試算を行った。

- ① 能力差は性別にのみ存在する。
- ② 能力差は年齢間にのみ存在する。
- ③ 能力差は性別・年齢間に存在する。

その結果、まず能力換算を行った産業別就業人口を実際の就業人口と比較すると

① の場合、両者とも実際の就業人口のおよそ 90% の水準となる。

② の場合、農業では 72%、非農業では 83%。

③ の場合、農業では 52%、非農業では 68% となり、両者間にはかなりの差がある。

そして、農業の比較生産性を試算した場合、能力換算を行う前が 28% であるのに対し、能力換算を行うと ① ではほぼ変わりなく、② では 32%、③ では 37% であった。

能力換算を行う際に、「比較産業間において作業が同質」という暗黙の前提がある。しかし、現実的には当てはまらない。また試算では「性別・年齢間に能力差が存在し、能力差が賃金に反映する」という前提をおいていたが、実際の賃金水準は農業、他産業ともに能力よりも就業構造、雇用制度と密接な関係があり、純粋な労働の質（物理的能力）以外の要因によるところが大であり、必ずしも労働の限界生産力が賃金と均衡しているとはいえない。一方、機会費用からの推計では、高齢者の賃金水準はほぼゼロに等しいという試算もある。また統計上の問題として、仮に能力差が賃金を反映すると仮定しても、農業の年齢階層別賃金水準の統計は存在せず有意な試算は難しい。

以上のようなことから、能力換算を行う際の明確な基準はなく現実的にはかなり困難であり、今後解決されるべき問題はなお多く残されている。